

第 1 回福岡県環境影響評価専門委員会 議事要旨

1 開催日時等

- (1) 日時：令和 4 年 10 月 5 日（水）10 時 00 分～11 時 30 分
- (2) 場所：福岡県庁 11 階 よかもんひろば多目的ルーム

2 議題

- (1) 福岡県環境影響評価専門委員会傍聴要領の制定について
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する促進区域に関する福岡県基準の設定について

3 主な意見等

- 鳥獣保護区になっていない区域でも重要な場所がある。考慮すべき区域にバードライフインターナショナルが設定している IBA（重要野鳥生息地）を追加してはどうか。
- 配慮すべき区域を広げすぎて、促進区域をあげにくくなるのではないかと心配している。除外すべき区域の妥当性を委員が判断しやすくするため、次回、その範囲を図示してほしい。
- 特に風力について、3つくらいの自治体において、隣接する場所で開発が行われた場合、ひどい開発になるおそれもあることから、それに対応する方法を検討してほしい。
- 農水省が推奨している農地で営農しながら、太陽光パネルを並べることについて、全面的にできないという話が成り立つのか、農政部局と調整が必要。風力についても確認してほしい。
- 県境をまたいだ時にどうするか。
- 生息地等保護区は、今のところなかったと思うが、将来を見据えて設定したものであるのか。
- 歴史的風致維持向上計画で定める重点区域について、太宰府市は、地域の 3 分の 2 くらいが重点区域となる。事業計画が散在するため、全部区域指定しているが、実際には、指定された区域に基づいて行う事業は、その中の一部分で行われる。都市計画課に確認してください。
- 環境影響を考えた場合、新たな造成が必要ない既に造成されたゴルフ場跡地、工場跡地などの未利用地を活用することが重要である。土対法の形質変更時要届出区域や廃掃法の指定区域は塩漬けになっている土地があり、外に影響が出ないようにすれば活用できる。配慮すべき区域に入れると、活用しにくくなるため、除外したほうがよいのではないか。